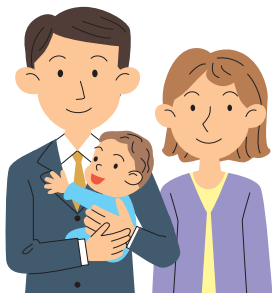


育児休業等期間中の 掛金等免除要件が変わります



「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、地方公務員等共済組合法が改正され、令和4年10月1日から育児休業等期間中の給与や期末手当等にかかる掛金等の免除要件が見直されました。

改正のポイント

- ① 育児休業等を開始した日の属する月と終了する日の翌日が属する月が同じでかつ14日以上育児休業等を取得した場合、その月の給与に係る掛金等が免除になります。
- ② 期末手当等に係る掛金等は1か月を超える育児休業等を取得している場合に限って、掛金等が免除になります。

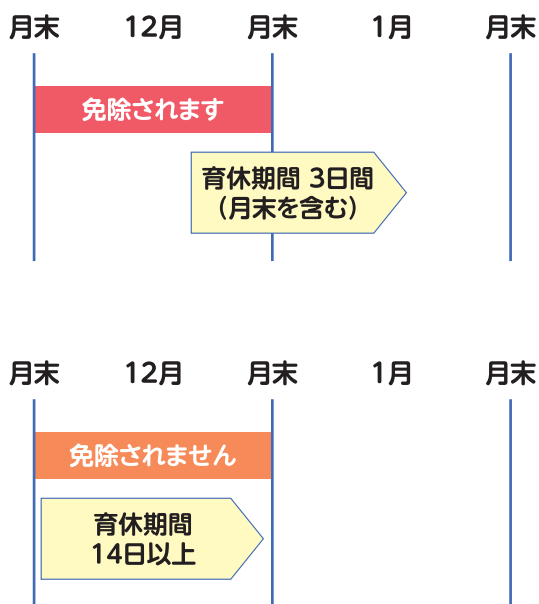


① 給与にかかる掛金等の免除について

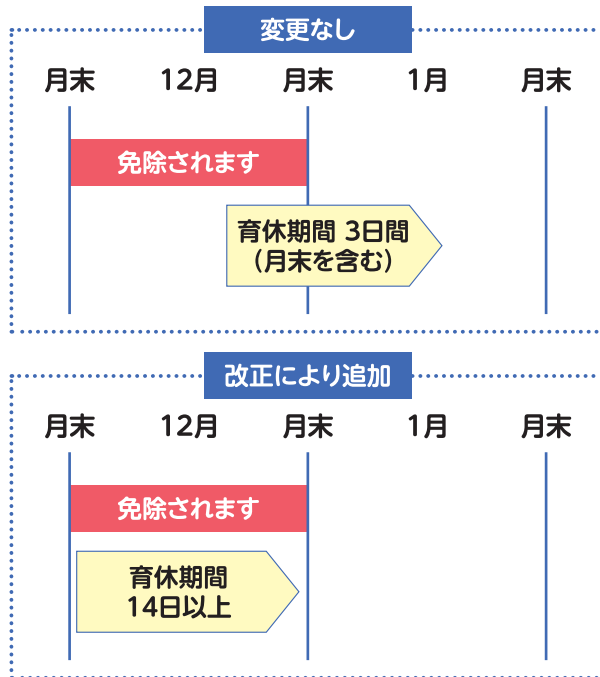
これまでは、月末時点で育児休業等を取得していた場合、その月の掛金等が免除されていましたが、10月からは、下記のように同月内で育児休業等が終了する場合も免除対象となります。

■ 給与にかかる掛金等

令和4年9月まで



令和4年10月から



改正後



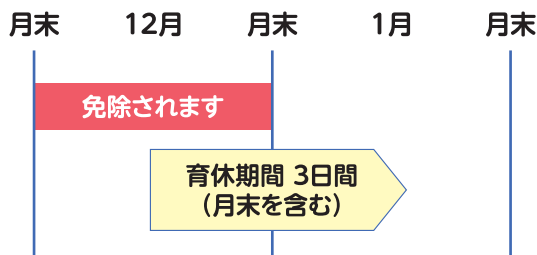
その月の末日が育児休業等期間中である場合だけでなく、その月中に14日以上育児休業等を取得した場合も掛金等が免除されます。

② 期末手当等にかかる掛金等の免除について

令和4年10月から、下記のように1か月を超えて育児休業等を取得している場合、掛金等が免除になります。

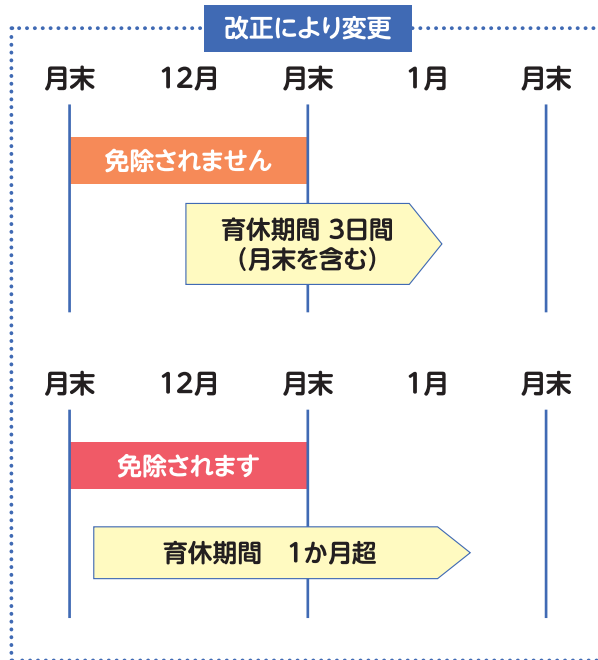
■ 期末手当等にかかる掛金等

令和4年9月まで



改正後

令和4年10月から



期末手当等の場合、月末の育児休業等期間だけでは免除されず、育児休業等を1か月超取得した場合のみ掛金等が免除されます

Q&A

Q 育児休業等日数の算定にあたり、休日は含まれますか？

A 育児休業等日数は、ある育児休業等の開始日から終了予定日までの日数をいい、その間に土日等の休日、有給休暇など勤務に服さない日が含まれていても、育児休業等日数の算定にあたり差し引くことはありません。なお、期末手当等にかかる育児休業等期間の算定においても同様に暦日で判定するため、土日等の休日は日数に含まれます。



Q 複数回の育児休業等が連続して取得されていた場合は、育児休業等の算定は合算されますか？

A 連続して複数回の育児休業等を取得している場合は、1つの育児休業等とみなすこととするため、合算して育児休業等期間の算定に含めることになります。

また、育児休業等開始年月日は、連続する育児休業等のうち最初の育児休業等の開始年月日とし、終了年月日は、連続する育児休業等のうち最後の育児休業等の終了年月日を用いて判断することになります。



- 掛金等の免除については育児休業等の申請のほかに別途申請が必要です。
- 令和4年10月1日以降に開始する育児休業等より対象となります。
- 産後パパ育休(出生時育児休業)も対象となります。

